

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市規則第 1 4 号

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市庁舎管理規則（平成 1 8 年瀬戸市規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(出入口の開閉時刻) 第 1 2 条 庁舎建物の出入口の開閉時刻は、次の表に定めるとおりとする。				(出入口の開閉時刻) 第 1 2 条 庁舎建物の出入口の開閉時刻は、次の表に定めるとおりとする。			
建物名称	出入口名称	開扉時刻	閉扉時刻	建物名称	出入口名称	開扉時刻	閉扉時刻
<省略>				<省略>			
北庁舎	東玄関	<u>午前 8 時</u> <u>3 0 分</u>	<省略>	北庁舎	東玄関	<u>午前 8 時</u> <u>2 0 分</u>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>
2 及び 3	<省略>			2 及び 3	<省略>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。